#### 1 憲章について

- 平成20年1月、東海三県一市(愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市)が地元の経済団体の協力を得て、外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備を、企業に自主的に取り組んでもらう契機とするために「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」(以下、「憲章」という。)を策定しました。
- このような憲章を策定したのは全国の自治体で初めてです。

## 2 憲章の性格

憲章は、外国人の適正雇用等の実現に向け、行政から企業への「呼びかけ」であり、その 内容を趣意書的にまとめたものです。

前文 (趣旨文) + 各項目(各企業が取り組むべき基本的事項の列挙)

※「憲章」:公的な主体が一定の理想を宣言する重要な文書に付される名称(有斐閣「法律学辞典」抜粋)

### 3 改定の背景とこれまでの動き

- 昨年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、新たな在留資格「特定技能」が創設され、 今後5年間で、全国で最大約34万5千人の外国人労働者を受け入れることとされており、 さらに多くの外国人材の就労・居住が想定されます。
- 経済界では、社会の多様性をさらに深化させ、真に世界に開かれた魅力ある就労・生活環境を整備するために、外国人労働者を受け入れる企業の立場として必要な責務を果たしていくとの考え方を示されています。((一社)日本経済団体連合会 平成 30 年 10 月発表)
- 行政としても、憲章策定から約10年が経過し、外国人労働者に関する社会的状況も大きく変化していることを踏まえ、憲章の理念を経済界と連携して発展的に見直す必要があります。
- こうした状況を踏まえ、憲章改定や策定団体の拡大について愛知県が平成30年度に7県1市(群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市)で構成する多文化共生推進協議会幹事会で報告した結果、各県市から前向きな意見を得たため、愛知県が中心となって経済団体等と意見交換を行い、各県市と調整を進めることとなりました。
- そこで、昨年5月に愛知県経営者協会と意見交換を行い、その際に出された意見を踏ま えて、同月に実施した令和元年度第一回多文化共生推進協議会幹事会において、改定案を 提示し、各県市と調整を行った結果、8月に7県1市による改正案をとりまとめました。
- 〇 その後、7 県 1 市による改定案について、愛知県が、憲章に連名している地元経済団体から意見を聴取した結果を踏まえて、資料2-2のとおり改定案を作成しました。

#### 4 改定の方針

改正の方針は次のとおりです。

(1) 憲章の策定理念を継承しつつ文言等を発展的に見直す。

東海三県一市と静岡県では、憲章の策定以降「憲章普及セミナー」を開催し、憲章の理念の普及に取り組んでおり、多くの企業等で外国人労働者の適正雇用等の実現に向けた取組が実践されるなど、憲章の理念が浸透してきていることから、基本的な理念は継承しつつ、文言等を見直すこととする。

(2) 行政を含めた関係機関との連携を前文に明記する。

現行の憲章では、企業の役割のみを中心に記載しているが、外国人労働者の適正雇用及び日本社会への適応を促進するためには、企業が積極的に各関係機関と連携することが求められる。

(3) 外国人労働者と企業、双方向・相互の理解が不可欠という姿勢を明記する。

現行の憲章は、企業が外国人労働者を一方的に支援するという視点で策定されているが、国が一昨年末に発表した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」にも記載されている通り、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要である。

#### 【参考】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (平成30年12月25日)

I 基本的な考え方 (抜粋)

政府としては、在留資格を有するすべての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく。その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めているだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であることも銘記されなければならない。

# 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」新旧対照表(経済団体照会後)

修正前	修正後	経済団体からの修正意見	左記の修正意見に対する愛知県意見
外国人労働者が生活者として日本社会で暮らせる環境を整備するため、企業は、外国人労働者の多様性に配慮し、安全で働きやすい職場環境の確保を図る。また、生活・教育等の分野に関しては、外国人労働者を受け入れる社会の一員とし、地域住民・NPO・行政等と連携して以下の諸項目に積極的に取り組む。	外国人労働者が生活者として日本社会で暮ら	・「安全で働きやすい職場環境の確保」は、企業にとっては、労働者に対する責務であり、 憲章で特別に記載する内容ではありません。	→後段「教育分野、生活分野」のみ記載すると、強い印象を受ける。全体的に企業に呼びかける憲章であるが、企業に単独でお願いするものではなく、「地域住民・NPO・行政等と連携」することで、間接的に取り組む努力をして欲しいという趣旨が伝わるよう、あえて記載する。
		・「外国人労働者を受け入れる社会の一員と し、」の箇所は、前後の文意からしても意味 がわかりません。	→「とし」を「として」に修正する。
		・「取り組む」では、強制されている印象を受けるため、「取り組むこととする」とする方が適切ではないでしょうか。	→「取り組む」を「取り組むこととする」に 修正する(現行の憲章も「取り組むことと する」となっている)。
1 外国人労働者と日本人労働者の双方向・相 互理解の促進に努めるため、「やさしい日本 語」などを用いて外国人労働者と円滑なコミ ュニケーションを図る。		・ここでの「相互理解」は第2文の内容との違い がわかりません。	→意見に基づき、第2文と意味が重複している と捉えられる表現を修正する。
2 外国人労働者が日本の職場環境や地域社会 へ円滑に適応できるよう、日本語教育及び日 本の文化や習慣等についての理解を深める機 会を提供するように努める。また、共に働く日		・「日本の文化や習慣等」に対し、「外国人労働者 の持つ文化や習慣」となっていますので、表現 を合わせた方が良いのではないでしょうか。	→意見に基づき、表現を統一する。
本人が、外国人労働者の持つ文化や習慣について理解を深める機会を提供するように努める。		・「共に働く日本人」は、他の条文等の整合性を 合わせるため、「日本人労働者」で良いのでは ないでしょうか。	→意見に基づき、表現を統一する。
3 外国人労働者及びその家族が地域の住民と 共生できるよう、地域社会参画の機会の確保 に努める。	3 外国人労働者及びその家族が地域 <del>の</del> 住民と 共生できるよう、地域社会参画の機会の確保 に努める。	・「地域の住民」は、前文との整合性を合わせる ため、「地域住民」で良いのではないでしょう か。	→意見に基づき、表現を統一する。
		・外国人労働者が地域社会に参画しない意向も あることが考えられますので、「地域社会への 参画を促す」の方が適切ではないでしょうか。	→現行の表現が「地域社会参画の機械の確保に 努める」とあり、「参画を促す」とすると、格 下げになってしまうため、修正しない。
4 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもを持つ外国人労働者が、保護者としての責任を果たすことができるよう努める。	るいは母国社会を支える存在となることを考 慮し、子どもを持つ外国人労働者が、保護者と		

5 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正 かつ良好な労働条件を享受できるよう、人権 尊重及び労働関係法令・制度等の遵守を徹底 するとともに、悪質な仲介者の排除に努める。	ないでしょうか。	る。 →確かに、「悪質な仲介者の排除」する役割を 担うのは行政であるが、仲介者を利用する企 業があるからこそ、そのような業者が存在す るとも言え、「悪質な仲介者の排除」のため には企業の協力も不可欠であることから、削
	た、「悪質な仲介者の排除」との記載もありますが、排除する役割を担うのは、行政であり企業ではありません。企業には、悪質な仲介者を利用しないよう仲介者を慎重に選定することが求められているのではないでしょうか。	
6 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業 及び取引先に周知するとともに、憲章の精神 に基づく行動の促進に努める。 6 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業 及び取引先に周知するとともに、憲章の精神 に基づく行動の促進に努める。		→サプライチェーンという考え方を反映しており、憲章策定時にモデルとした企業行動憲章の考え方も参考にしている。愛知県経営者協会からは、トヨタグループの基本的な理念も踏まえた重要な一文という趣旨の発言をいただいているため、削除しない。

# ○ その他意見

資料2-1の「2 憲章の性格」において、本憲章は、行政から企業への「呼びかけ」と記載されておりますが、内容的には、企業に課している課題という意味合いが強い印象を受けますので、 行政からの命令と受け取られることのないよう本憲章の趣旨及び表記方法については、ご留意していただきたいです。 外国人労働者が生活者として日本社会で暮らせる環境を整備するため、企業は、外国人労働者の多様性に配慮し、安全で働きやすい職場環境の確保を図る。また、生活・教育等の分野に関しては、外国人労働者を受け入れる社会の一員として、地域住民・NPO・行政等と連携して以下の諸項目に積極的に取り組むこととする。

- 1 安全で働きやすい職場環境を確保するため、「やさしい日本語」などを用いて、外国人労働者と日本人労働者の円滑なコミュニケーションを促進するよう努める。
- 2 外国人労働者が日本の職場環境や地域社会へ円滑に適応できるよう、日本語教育及び日本の文化や習慣等についての理解を深める機会を提供するように努める。また、日本人労働者が、外国人労働者の文化や習慣等について理解を深める機会を提供するように努める。
- 3 外国人労働者及びその家族が地域住民と共生できるよう、地域社会参画 の機会の確保に努める。
- 4 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在 となることを考慮し、子どもを持つ外国人労働者が、保護者としての責任 を果たすことができるよう努める。
- 5 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるよう、人権尊重及び労働関係法令・制度等を遵守するとともに、悪質な仲介者の排除に向けて、仲介者を慎重に選定するよう努める。
- 6 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するとと もに、憲章の精神に基づく行動の促進に努める。